

長寿医療制度からのお知らせ

(高額な外来医療を受ける皆様へ)

平成 24 年 4 月 1 日から

「認定証」(限度額適用認定証)などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

高額な外来診療を受けた時

後期高齢者医療広域連合
(市町医療担当課)

病院・薬局など



事前に
①認定証の申請
②認定証の交付



③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額に(※)



(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、
所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成 24 年 4 月 1 日からは限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|-----------------------------|--|--|
| 75 歳以上の住民税 非課税世帯等 の方 | 各市町 後期高齢者医療担当課 に「 認定証 」(限度額適用認定証)の 交付を申請 してください | 「 認定証 」を窓口 に提示 してください |
| 75 歳以上で、住民税 課税世帯 の方 | 必要ありません | 「 後期高齢者医療被保険者証 」を窓口 に提示 してください |

◎「認定証」を医療機関窓口で提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。

(初回のみ高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されます。2 度目以降は自動償還払いとなります。)